

令和3年度第1回 野洲市景観審議会会議録

概要版

開催日時 令和3年度11月26日（金） 午後2時から午後4時
場 所 野洲市役所本館2階 庁議室

1. 開会

【事務局】 本日は委員の皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは第1回野洲市景観審議会を開催させていただきます。

本審議会の成立でございますけれども、9名全員の委員の皆様にご出席いただいておりますので、野洲市景観条例施行規則第22条の規定に基づき、本日の審議会が成立していることを報告いたします。

2. 挨拶

【市長】 本日は、令和3年度の第1回野洲市景観審議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には平素から、それぞれのお立場で、野洲市のまちづくりの推進に格別の御高配を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和2年5月にご就任いただいて約1年が経過しておりますので、あと残りの1年間、野洲市のまちづくりに皆様方の忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。限られた時間ではございますが、様々なご意見、ご提言をいただきますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

【事務局】 (資料の確認)

次に委員任期が令和2年5月21日から令和4年5月20日と新しくなりましたので、委員及び職員の紹介をさせていただきます。(割愛)

それでは、議事の進行は会長選出までの間、市長がさせていただきますので、よろしく願いいたします。

3. 議事案件

(1) 会長の選出について

【市長】 それでは議事関係 (1)「会長の選出について」です。

野洲市景観審議会条例施行規則第21条第1項には、「会長は委員の互選によって定める」となっております。事務局としては、当初からの景観の形成方針や、景観条例、屋外広告物条例の制定についてもご指導ご協力をいただいております、

亜細亜大学の松岡委員に会長をお願いしたいと考えております。皆様、いかがでしょうか。

【委員一同】 (異議なし)

【市長】 ご賛同いただきましたので、会長は松岡委員をお願いすることとなりました。それでは、これより議事進行は、松岡会長をお願いすることにいたします。

【会長】 皆様、こんにちは。ただ今、ご推挙を受けまして、当審議会の会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私自身は、滋賀県立大学に17年間勤めておりまして、その間、景観計画の策定や景観条例の制定などに関わらせていただいております。6年前に東京に戻る事になり、そこからは少しご無沙汰をしておりますが、駅前がどうなるのか、病院がどうなるのかは、ずっと気になっておりました。本日は懐かしい思いでこちらに参りました。皆様には、景観とはまちづくりの非常に大事な施策であるという意識を高くもっていただき、高い知見からご意見を活発にいただきたいと思っております。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を続行したいと思います。

【会長】 さて、会長の職務代理者ですが、私から若松委員をお願いしたいと思います。(若松委員了承)

(2) 太陽光発電設備に関する景観計画の改訂について

【会長】 それでは、議事に入ります。「太陽光発電設備に関する景観計画の改訂について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料3-1、3-2、3-3を用いて説明)

【会長】 それでは質疑に入りたいと思っております。

【会長】 届出対象行為の基準の数字で根拠としたものはありますか。

【事務局】 基本的には近隣自治体や、滋賀県の標準モデルを参考とし、そのあたりを踏まえて、現状の野洲市の景観計画における工作物の届出基準との整合性を図りながら定めたものになっております。

【会長】 太陽光発電設備の基準に関して言うと、県内において、野洲市はどれくらいの順番にいるのですか。

【事務局】 県内では遅い方です。もっとやっていけない部分があるというのは認識しております。

【B委員】 既に設置されている設備の対応については、どうお考えでしょうか。

【事務局】 既に設置されている設備につきましては、新たな基準は適用されません。改正後に、何らかの変更等をされる際には、新たな基準に基づいて、対応いただく必要が有ります。

【会長】 既に設置されている設備はそのまま、次回、やり直しをするまでの対応として、緑で隠す等の指導をするということも考えられます。放っておくのはどうなのですか。

【事務局】 そこが非常に難しいところで、現状、届出対象行為の工作物の中に、太陽光発電設備が含まれておりませんので、今の段階では指導はできません。よって自主的に配慮をしていただくことになります。

【G委員】 新しい基準で皆さんに従っていただこうと思うと、やはり従前作られている施設の方にもできる限り協力をしていただけるよう、働きかけは必要になると思います。指導はできなくても、協力を仰ぐような働きかけをしていただきたいと思います。

それともう一点、重点地区の工作物（平面型）に関して、「地上から上端までの高さが1.5mを超えるまたはモジュール面積が100㎡を超える」という条件がありますが、1.5mを超えなければ届出はいらぬということですか。1.5mを超えることは、このものの性質上、存在し得ないのか、それとも低くすればここから抜け道でもっと面積取れるのかというところがとても気になります。重点地区ならば、面積が超えれば全て届出してもらえばどうかと思いますが、これはどうなのですか。

【事務局】 1.5mに関しましては、例えばこれが1.3mであれば、対象になりません。モジュール面積については100㎡を超える場合は届出が必要になりますので、1.3mあっても面積が100㎡を超えていれば対象になります。

【G委員】 1.5mを切るかつ100㎡を下回っているものはフリーですが、それで良いのですか。

【会長】 数字そのものは、実際の製品だと大半すぐに超えてしまいます。従って、だいたいどちらかに該当することになります。

農業をされているところで重点地区に該当しているところはありますか。

【事務局】 可能性はあります。

【会長】 そうすると高さのある太陽光発電設備を設置して、下で工作しているものがありますが、それに関しては認めないということでしょうか。

【事務局】 結局どこかで線を引かなければなりません。要はこれ以下ですと、景観に重大な支障を及ぼさないという一つの判断基準となります。景観を阻害するかどうかという、そこに基準をもっている中での客観的な数値という捉え方をしております。

【会長】 先ほどの例は特殊なものですので、それはそれで都度協議すれば良いかと思えます。

最近少し気になるのは反射です。反射というのは危険で、角度的なものもありますが、大きいとピカピカしています。そのような場合に、何か周りを緑で囲むような、きめの細かいことが必要になってくるかと思えます。

他のところで何かこのような事例はありますか。

【事務局】 我々のほうでは、反射光に関して何かトラブルがあったという話は把握しておりません。問題が起こる前に基準を定めたいと考えております。

反射光につきましては、色彩の基準で「低反射とすること」としております。

これで全てクリアできるかと言われましたら、そうではないのですが、景観という視点で考えたときには、低反射でお願いしますというところまでが限度であり、施主の方にご協力をいただきたいと考えております。

【会長】 今は色々なタイプの太陽光発電設備がありますよね。外れて飛んで行って住宅に突き刺さるといった事件も時々あります。やはり風の強いところは設置に向いていないかと思われます。そのような細かい話をしだしたら、きりがありませんが。

【A委員】 野洲川や三上山の辺は一般地区になっています。しかし現状、野洲川沿いなどに多く太陽光パネルが設置されていますので、そのようなことも含めてこの重点地区の考え方をもう少し考えられたと思います。

【会長】 他に意見等はございますか。

【C委員】 工作物の基準で「植栽等による目隠し措置を講じること」とありますが、斜面・傾斜地はどうなるのでしょうか。

工作物（支柱型）にも目隠し措置を講じる必要があるのでしょうか。

【事務局】 工作物（支柱型）には「目隠し措置を講じること」という基準は入れておりませんので、目隠し措置までは求めず、「修景緑化を図ること」という基準になっております。

【会長】 「中高木を取り入れた樹木により、必要に応じて修景緑化をはかること」とまでは書いてありますね。

【C委員】 目隠しなみではないということですね。

【事務局】 景観上、緑を植えていただくということです。

【会長】 それは書いてあったほうがいいですね。

【G委員】 傾斜地の問題で言うと、三上山の景観が浮かびます。あの辺りに太陽光パネルが建てられた時に、いくら緑を植えたところで、傾斜地に太陽光発電設備が建ててしまいますと、三上山の景観は台無しになってしまいます。そのようなことも考えると、重点地区の見直しという問題もあるかと思えます。

【会長】 皆様の意見を色々とお聞きしまして、もう少し詳しく書くことが必要かもしれません。重点地区見直しについても、見直すことは簡単ではないですが、そのようなことも含めて、改善していく必要があるのかについても課題になります。スケジュールではパブリックコメントが3月ですので、12月から2月までの間に、その辺を詰めないといけない部分があるのかもしれない。

【B委員】 景観というのは、やはりそれぞれに感じる部分があってこそ初めての景観だと思います。私には良く見えるけど、他の方には不自然に見えるというような距離感をどれだけ縮められるか、というようなところの整合性というのを、もう少しはっきりと見える化したほうがいいのではないかと思います。

重点地区についても、やはりもう少し見直して、皆さんにお伝えする前にもう少し議論する必要があるのではないかと思います。

工作物の件ですが、JRの下りに乗って瀬田までの間で、京都に向かって右側に

とても大きな支柱型の太陽光発電設備がありますよね。あの設備に関しても、素晴らしい設備だと思われる方と、田畑の間にどうしてこんな大きなものを作ったのだという方に意見が分かれると思います。その両者の距離感をいかに図っていくかが、基本になるのではないかと考えております。

【H委員】 既に景観計画を策定してしまっている状態ですので、そこに追加としてこの太陽光パネルの問題が出てきていますので、これまでに作った景観計画の中に一部追加で入れていただいたら良いことかと思われます。市内にも大型の太陽光発電設備が多く見受けられます。反射で困ったこともあり、植栽等でどうにもならないこともあるかと思えます。

【事務局】 たくさんのご意見ありがとうございます。

重点地区につきましては現在、琵琶湖岸や大津能登川長浜線と中山道の沿道、野洲駅の南側の地区が重点地区になっております。ここは景観により配慮していただきたいというところですので、それ以外の一般地区では、高さが13m以上または4階建て以上の大規模なものは、景観に配慮していただくという整理になっております。

先ほど三上山のお話がありましたが、都市計画法の規制である風致地区に該当しており、規制が厳しくなっていますので、重点地区に指定する必要はないという整理をしております。

野洲川沿いについては課題になると思われますので、重点地区の指定については、今後の課題とさせていただきます。

お示しさせていただいている基準につきましては、抽象的な部分もありますので、それは別途、運用する際に使用するガイドラインがございますので、その中で、いただきましたご意見も含めて、整理できる部分は整理していけたらと思っております。

【会長】 基準が複雑に書いてあると分かりにくいので、運用の中でそういったものに対して記載していただいて、届出基準に問題がなければ、これで進めていくということで皆様いかがでしょうか。

【E委員】 届出は許可ではないので、届出をした後、何か規制などはありますか。

【事務局】 届出は行政指導となり、強制力はありません。一定の行為については、勧告・変更命令が可能ですが、そこへ行き着くまでに協議させていただき、ご協力いただいております。

【会長】 強制力がないので、皆さんの良心にかかってくるというところはありますね。この件に関して他にご意見がなければ、これで終了したいと思います。

(3) 屋外広告物の総量規制の見直しについて

【会長】 次に、議事案件として(3)「屋外広告物の総量規制の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料4-1、4-2を用いて説明)

- 【会長】 それでは質疑に入りたいと思います。
- 【会長】 敷地の大きさに合わせて見直すということですね。一律だと少し不公平ですね。
- 【B委員】 野立看板は5ページの広告物の分類で言いますと、どちらにあたるのでしょうか。形、大きさは関係ないのでしょうか。
- 【H委員】 関係ありますよ。
- 【事務局】 野立看板は5ページの広告物の分類で言いますと、左下にあるものが典型的な例です。支柱が2本のものもあれば、1本のものもあります。
- 【B委員】 広告面が四方にあるとどうなりますか。
- 【事務局】 広告塔になります。
- 【D委員】 同一の敷地内ではありませんが、少し離れたところに自己所有の土地があった場合、それは自家用広告物にならないのですか。
- 【事務局】 ケースバイケースになりますが、基本的に自己の土地でその広告物に関する営業をされているのであれば、自家用広告物と判断させていただくことになるかと思いますが、例えば田んぼに屋外広告物を建てるといった場合は、おそらく非自家用広告物と判断させていただくことになるかと思います。
- 【会長】 少し離れた場所に駐車場があり、そこにいくつか広告物があった場合でも、自家用広告物と解釈できるわけですね。
- 【事務局】 そうですね。例えば、美容室の駐車場、スーパーの駐車場と書いているのであれば、自家用広告物と判断させていただくことになるかと思います。
- 【G委員】 すごく素直な感想になりますが、そもそも規制緩和がそこまで必要なものなのかなと思います。
- また、この基準を決められた比較対象が近江八幡市、東近江市などとお聞きしましたが、例えば湖岸沿いの景観を比べてみると、近江八幡市や東近江市が持つておられる琵琶湖に接している部分の景観の在り方と、野洲が占めている部分の景観の在り方では、明らかに様相が違ってきます。その様相が違う中で、同じような条件でルールを開放したときに、野洲市の琵琶湖に接した部分の景観は、守られるのかなという不安があります。
- 【事務局】 そもそも、この緩和規定を設けようとした経緯ですが、周辺の市の湖岸沿いには様々な景観があると思いますが、野洲市の場合は都市計画マスタープランの中で、湖岸沿いは、観光やレクリエーション機能を充実させていくという方向性を定めています。
- また、滋賀県が策定しておられます「みどりとみずべの将来ビジョン」において、あくまで、湖岸地域は自然の保全が前提で、その自然を活用してカフェやレストラン等を作り、にぎわいの創出・活性化を図っていくことを示しています。その区域にマイアミ浜オートキャンプ場が入っており、賑わいの創出・活性化のための機能の一つとなっています。また最近では、ピワイチなどでたくさんの方がお越しになられています。

もちろん景観は守りつつも、そのような方々に野洲市の湖岸にある商業・観光施設について知っていただくために、広告物の役割も一定必要であると考えております。

野洲市の景観計画の中でも市街地景観や道路景観という、どちらかと言えば動きのある景観もあり、我々としても、そういったものも作っていきたいと思っております。そのような経緯もあって、少しでも緩和ができれば良いと考えております。

しかし、野立広告物の総量規制まで緩和してしまいますと、野立広告物が乱立し、景観に悪影響を及ぼす可能性があります。従って、野立広告物については総量を現行の規制のまま 15 m²以下としています。壁面広告物や突出広告物は、今まで通りの規制もある中で、敷地面積が 1500 m²までは 15 m²まで掲出することができ、これ以上、例えば敷地面積が 3000 m²ならば 30 m²まで掲出できるといった緩和措置となっております。

【A委員】 湖岸道路を走っておられる方は、琵琶湖のほうを見られるので、反対側には多少広告物があっても問題ないのではないかと思います。

以前鮎家だったところが今度はめんたいパークになり、建物の前に壁面みたいな大きな絵のようなものがありますが、そちらは看板扱いではないということですか。

【事務局】 めんたいパークの敷地内に建っている壁面ですが、あの壁面自体はゲート（門）として取り扱いさせていただいております。そこに記載されているめんたいパークという名称・文字につきましては、壁面広告物として取り扱いさせていただいております。現在、出させていただいている部分につきましては、総量が 15 m²以下で今のところ設置をさせていただいているというような状況です。

【会長】 面積が広いので、やむを得ない部分もありますね。要するに認知されにくいということですよ。

これからの時代はネット社会になって ICT 化が進み、広告自身もスマートフォンをかざせば映るようになるかもしれません。本当の景観というのは、何も無いほうがきれいですよね。そこを緩和していくということは少し逆行しているのではないかという立場のご意見もあるかと思います。そこはこれも生き物ですから変わって行って、何か致命的なものがあれば外すことができます。他のところが進めているのであれば、仕方ないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【G委員】 他市がやっているからするというのは野洲市の良いところでもあり、悪いところでもあるかなと思います。

【会長】 周りもやっているから、やらないといけないというのは、逆に遅れてクリアするという印象になってしまいますが、しないわけにはいきません。オリジナルのものを作ると面白いと思いますが。「おおぞらのまち」と言いますと、それだけ大空から太陽の光が射してきます。それをうまく活用して、太陽光に関してはもっと積極的に、逆に飛び込んでみながら景観を作って、正しい景観を作っていくと

いうもの良いかと思えます。

やはり建築をやっていますので、建築物に看板を付けることは嫌いです。建物で、ある程度分かるようにという発想で、何かしら分かるものが建物にあると看板はいりませんよね。

アジアに行くと、韓国の釜山は看板で建物見えませんよね。そこまでいくと、それも一種の文化みたいで面白いのですが、やはり逆にぼつぼつとあると人間が住んでいるという感じがして、広告物が目立ちますよね。

本当は面積ではなく、車から見た視点でどうかなど、きめの細かい位置を決める必要があるのかも知れませんが、そこまでするとかなり大変な作業になるので、とりあえず今までの屋外広告物条例で良いかなと思っています。

不公平が生じるかもしれないと書いてありますが、それは何かクレームをおっしゃっている方がおられるのですか。

【事務局】 特に我々のほうでは把握しておりません。

【会長】 そうすると、他がやっているからするということになりそうですが。

【事務局】 野洲市の湖岸の活性化が以前からの課題であり、野洲市として湖岸沿いを活性化していくという方向性を出している中で、屋外広告物の規制もその方向性でできるだけ合わせていければと考えております。

この緩和規定を設けるにあたって、他市の基準を参考にさせていただいたということです。

【会長】 特に反対がないようでしたら、どうでしょう。

事務局はよろしいでしょうか。これは審議して決めるものではないですよ。

【事務局】 はい。

【会長】 報告ですもんね。それを聞いて、我々が意見を言うような状況ですね。

【事務局】 ご意見をいただいた内容で、例えば規制内容をもう少し見直すことなどはあり得ますので、我々もご意見をお聞きした中で、修正すべき箇所は修正したいと考えております。

【会長】 とりあえず進めてみて、問題があれば修正すれば良いと思えます。

滋賀県全体の湖岸の考え方とリンクしていただいて、観光というのはひとつ大きな産業ですからね。

ではご意見がなければ、よろしいですか。事務局には、皆様の危惧されていたことを参考に、もう一度これを吟味していただきますようお願いいたします。

4. その他

【事務局】 今後のスケジュールとしては、いただきましたご意見を踏まえて整理をさせていただいて、令和4年3月にパブリックコメントを実施させていただく予定をしております。ここで市民の皆様にもご意見を賜りたいと思っております。

このパブリックコメントの中でご意見をいただいた場合に、それに対する市の対応方針を示すのですが、その際はもう一度このような形で会議を開催させてい

ただいて、会議の中でお話をさせていただくのか、あるいは、書面なりでご意見をいただくのか、パブリックコメント後にフィードバックをさせていただかないといけないと思っております。

【会長】 何かあれば対応していただけるということですね。

パブリックコメントまでに内容の確認はさせていただけるのでしょうか。

【事務局】 パブリックコメントに出す内容を会長にご確認いただきたいと考えております。

【会長】 それまでに皆様のご意見がなければ、こちらで最後まとめたものをご覧いただく形になるかと思えます。よろしいですかね。

【G委員】 ガイドラインについてこちらで確認をするような機会はないのですか。

【事務局】 ガイドラインにつきましても、いただいたご意見をガイドラインに反映できるか検討させていただきます。また、追加修正等があれば報告させていただきます。

【会長】 では文面のやりとりで終わればそれで終わりとし、必要があれば集まるということにいたしましょう。

【事務局】 整理させていただいたものを、一旦会長にご確認いただき、そこで改めて審議会を開く必要があるのかも含めて、ご相談させていただくということでよろしいでしょうか。

【会長】 はい。

5. 閉会

【部長】 本日は、年度当初の審議会ではございましたが、皆様方には丁寧なご審議をいただき、貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

頂戴いたしましたご意見につきましては、事務局で整理をさせていただきました。今回の案件につきましては、反映させていただけるものにつきましては、反映させていただきます。

特に大きなところで重点地区の設定につきましても、ご意見を頂戴いたしておりますので、しっかりと今後の検討の課題として受けとめて、より良いまちづくりに繋げることができるように取り組んで参りたいと思えます。

今後も引き続き、本市の景観まちづくりの推進のために、ご指導・ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

—— 終了 ——